

規則

◇鳥取縣規則第十九號

昭和二十二年九月二日鳥取縣告示第三百八十九號で河川法を準用すべき河川と認定した區域に對しては明治三十一年勅令第四百四號河川法準用令第二條に掲げたものゝ

外河川法第六條本文第七條第九條乃至第十一條第十五條、第二十四條（但し第二項を除く）第二十九條乃至第三十

一條及び第四十八條の規定を準用する。

昭和二十二年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第二十號

大正十五年六月縣令第四十七號土木費支辨並土木費補助規則中別表廿二に次の通り追加し公布の日から之を施行する。

河川名	別表一 河川	昭和二十二年九月二日
天神川	鳥取市	右岸自鳥取市百谷字安畠至同市吉方字守吉
砂見川	氣高郡	方袋川合流点左岸自同市村字榎峠口至同市立川町字馬場ノ瀬袋川合流点
安藏川	八頭郡	右岸自氣高郡神戸村大字岩坪字向山至同郡同村大字中砂見字下原左岸自同郡同村大字同字坪尻至同郡同村大字同字馬場ノ口
八頭川	八頭郡	右岸自八頭郡社村大字屋住字一渡至千代川合流点左岸自同郡同村大字同字同字至千代川合流点
東伯川	東伯郡	右岸自東伯郡舍人村大字北禪字岩谷至同郡同村大字同字同東鄉池
同村大字	同東鄉池	左岸自同郡同村大字藤津字沖新田至同郡同村大字同字同東鄉池

00271

北谷 袁伯郡 右岸自同郡北谷村大字中野字尾崎至同郡
 川原 東伯郡 同村大字尾崎町 左岸自同郡北谷村大字同字登立至同郡同村
 川水 日野郡 右岸自同郡同字大字松原至同郡同村大字
 川白水 日野郡 右岸自同郡同字大字荒田 左岸自同郡同字大字西平

尾張 東伯郡 右岸白東伯郡安田村大字尾張字岩屋至同郡同字本谷 左岸自同郡同字大字松原至同郡同村
 港名 所屬地名 右岸白東伯郡安田村大字尾張字岩屋至同郡同字本谷
 津港 東伯郡 宮の鼻より七四度の角度にて西北に引きたる線と北東に引きたる線とによりて囲まれたる區域

酒ノ氣高郡 東伯郡 酒ノ氣村を中心として五の区域の半径

酒ノ津村 東伯郡 有する圓錐の孤内

泊港 東伯郡 宮の鼻より七四度の角度にて西北に引きたる線と「うぐみ」橋より西北に引きたる線とによりて囲まれたる區域

御崎 東伯郡 御崎神社本殿を中心として八〇〇メートル

御來 東伯郡 御來屋町 御來屋町半徑を有する圓錐の孤内

御來 東伯郡 宮灘雄島を中心として一〇〇〇メートル

◆鳥取縣告示第三百八十四號

左の各施設を生活保護法第七條による保護施設として昭和二十一年五月一日認定し、その事務費を下欄通り定めた。
 告示

種別	施設名	設置主	所在地
育児事	財團法人鳥	財團法人鳥	八、〇
業	取育兒院	鳥取育兒院	町一
同	聖園天使園	財團法人聖	八、〇
業	養老事	米子市立慈	六、〇
業	院	鳥取市養老	八、〇
同	米子市立慈	米・子・市	六、〇
業	院	鳥取市米子市立慈	六、〇
同	米子市立慈	米子市立慈	六、〇
業	院	鳥取市丸山	六、〇
事務費		一人一日當り	十日

00272

母子保育事業 鳥取市母子
 照理事業 鳥取市大工 一、三
 托児事業 鳥取市母子 同 町頭 一、三
 看保育園 鳥取市大工 一、三
 同仁慈保育園 米子市立町 三、三
 授産事業 米子市營投 米子市 町頭 一、三
 医療事業 恩賜財團濟生會米子診 恩賜財團濟生會米子診 米子市錦町 一、三
 痘所 米子市立町 三、三
 畜試験 米子市 前前 試験 昭和二十二年九月二日
 記

◆鳥取縣告示第三百八十五號

昭和二十二年度秋期理髮試験を次のように施行する。

昭和二十二年九月二日

◆鳥取縣告示第三百八十六號

狂犬病豫防のため昭和二十二年九月六日から同三十日まで次の要領で野犬撲滅掃蕩を行う。

昭和二十二年九月二日

一、何人の飼育する犬であつても所定の大鑑札並に狂犬病豫防注射の醫票を頸部に附けて居ないものは狂犬病豫防規則第四條により捕獲する。

一、狂暴性で捕獲困難な野犬は警察官指揮の下に銃火器により捕獲する。

一、本年五月施行した豫防接種に漏れたもの又は妊娠中の志願者は昭和二十二年九月二十日迄に願書に履歴書

志願者は昭和二十二年九月二十日迄に願書に履歴書

志願者は昭和二十二年九月二十日迄に願書に履歴書

で猶豫中の人は九月七日迄に各警察署に届出でて豫防注
射を受けねばならない。

◆鳥取縣告示第三百八十七號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十一年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市吉方五〇番

現住所及開業地 同

昭和二十一年九月一日第一、二二一號

山 本 美 智 子

本籍地 八頭郡大御門村大字殿四〇五

現住所及開業地 同

昭和二十一年八月十六日生

天 神 川 名

右岸自鳥取市百谷字安畑

左岸自同 市 字櫻峰口至同市立川町字馬ノ瀬

河 川 名

右岸自鳥取市百谷字安畑

左岸自同 市 字櫻峰口至同市立川町字馬ノ瀬

○鳥取縣告示第三百八十八號

薪炭配給統制規則第四條の規定により次の区域を指定する。

昭和十八年六月鳥取縣告示第三百十二號（薪炭配給統制規則第四條規定期間依ル指定ノ件）はこれを廢止する。

昭和二十一年五月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣燃料配給林產組合事務局

◆鳥取縣告示第三百八十九號

河川法を準用する河川及河川區域を次のように認定した。

昭和二十一年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水城川合流点

同市吉方町字吉方袋川合流点

同市吉方町字櫻峰口至同市立川町字馬ノ瀬

（連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する

處罰等に關する勅令）

昭和二十一年十月二十九日付本欄參照

一、宣傳用出版物の沒收に關する件

（昭和二十一年八月十三日付官報參照）